

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯田市	千代地区(八ノ倉区)	令和4年3月4日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.98 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.70 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.92 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.56 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.36 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.80 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農業者の高齢化が進んでいく中、5年後の経営に関しては現状維持・縮小・やめたいとの意向のある農業者が約57%である。地区内の認定農業者、認定新規就農者も少なく、中心経営体が引き受ける意向はあるものの容易に経営規模の拡大は難しい状況でもある。
また、後継者未定や不明の農業者は約84%であるため、新たな農地の受けてとなる担い手の確保・育成が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

八の倉地区の農地利用は、認定新規就農者等7経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け、売りたいの意向が確認された農地は、19筆、17,978㎡となっている。
農地中間管理機構・農地バンクの活用方針 耕作できない農地は、中心経営体への集積・集約化を目指し、農地中間管理機構に貸し付けていく。 または市の農地バンクに登録する。
中山間地に適した作物(花木等)の検討 農地の活用が進むよう中山間地に適した作物の検討を行う。 また、農業者の高齢化に合わせ、省力化が図られ収益性のある作物の検討に取り組む。
鳥獣被害防止対策の取組方針 猟友会の協力を得て、有害鳥獣の駆除・防護柵の管理等を行い被害防止の構築等に取り組む。
活用可能な農家住宅の確保 新たな担い手となるIターン就農希望者などを地区外から呼び込むため、活用可能な農家住宅の確保に取り組む。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	果樹	0.03 ha	果樹	0.05 ha	八ノ倉
認農	B	果樹	2.80 ha	果樹	0.05 ha	八ノ倉
認農	C	果樹	1.44 ha	果樹	0.05 ha	八ノ倉
認就	D	野菜・果樹	0.00 ha	果樹・野菜	0.05 ha	八ノ倉
認就	E	果樹	1.16 ha	果樹	0.50 ha	八ノ倉
	F		0.31 ha		0.05 ha	八ノ倉
	G	果樹	1.88 ha	果樹	0.05 ha	八ノ倉
計	7人		7.62 ha		0.80 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	千栄54番地	1,375		1,375
2	千栄202番地3	1,244		
3	千栄202番地12	215		
4	千栄202番地13	360		
5	千栄230番地2	1,099		
6	千栄252番地	1,977		
7	千栄202番地4			1878
8	千栄204番地1			456
9	千栄205番地1			425
10	千栄212番地2			577
11	千栄380番地			1,659
12	千栄381番地2			382
13	千栄398番地1			444
14	千栄401番地2			715
15	千栄402番地1			361
16	千栄403番地			570
17	千栄468番地			935
18	千栄1245番地1			2,529
19	千栄1349番地1			777
	計	6,270		13,083

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。